被扶養者資格の確認調査について

令和5年度の事業計画に基づき、被扶養者の資格について確認を行います。

この調査は、厚生労働省により毎年、被扶養者資格の確認を義務付けられているものであり、 また、皆様から収めていただいている保険料を適正に使うためにも必要な確認調査ですので ご協力お願いいたします。

調査対象者

情報連携による照会を行った結果「確認が必要または照会により確認ができなかった18歳以上の被扶養者」とします。

なお、記載されていない被扶養者につきましては、情報連携により 収入の確認ができている、または、調査対象外のため印字されて いません。

調査方法

令和5年12月上旬に調査対象者がいる事業所へ調査書類一式を 送付いたします。

「被扶養者資格調査書」を被保険者、被扶養者の方にご記入いただき、事業主は扶養の事実を確認し、取りまとめいただき下記の提出期限までに当組合まで提出をお願いいたします。

調査期間

「令和6年2月16日(金)」までに当組合まで提出してください。

決定通知書

被扶養者資格がそのまま継続となる場合は、発送は行いません。

- ※ 令和6年2月16日提出期限となっておりますが、取りまとまり次第早めに提出いただいて 結構です。
- ※「令和6年2月16日」までに資格調査書や証明書類を提出いただけない場合、その理由に 関わらず自動的に被扶養者から削除され、当組合の資格が無くなりますのでご注意ください。

「被扶養者の認定を適正に行うことにより、後期高齢者支援金の軽減が図られる等、健保組合の財政の安定化につながりますので、皆様のご協力をお願いいたします。」

『詳細案内』

- ① 被扶養者資格の確認調査について [PDF]
- ② 被扶養者資格調查書【記入例】〔PDF〕
- ③ 被扶養者資格調査の証明書類について〔PDF〕

ご不明な点は、適用課までお問い合わせください。 適用課 TEL 03-3265-3201